

一般質問

特殊勤務手当について。
～制度の抜本的な見直しを！～

特殊勤務手当とは？

自治体が職員に支給する手当の一つに「特殊勤務手当」があります。平成15年度決算によりますと、西宮市全体で35種類・約5億1,900万円を支給しています。

「特殊勤務手当」は「著しく危険・不快・不健康・困難な勤務」に対して支給される手当です。さまざまな業務・勤務を幅広く対象としており、支給額も大きいこの手当には多くの問題点があります。

今回は、このうち市長部局で支給されている特殊勤務手当に焦点を絞って一般質問を行いました。

特殊勤務手当の問題点

平成15年度、市長部局では28種類・約1億9,200万円もの特殊勤務手当が支給されました。これに対して、以下の点を指摘しました。

出勤して仕事をすれば（＝普通に働くだけで）自動的に支給される手当が14種類（市長部局の特殊勤務手当全体の約1/2）約1億6,200万円（市長部局の特殊勤務手当合計支給額の約2/3）と、非常に高い割合を占めている。

特殊勤務手当に加えて、同様の趣旨で用意されている超過勤務手当・休日給・夜間勤務手当・宿日直手当等が支給されている例がある。

【例：西部総合処理センターで深夜、ゴミ処理作業に従事すると、じんかい処理作業従事手当（特殊勤務手当）の夜間従事手当と一般の夜間勤務手当の両方が支給される。】

年始の作業開始日の第1日目または第2日目の勤務に対して「年末年始休暇中の業務がたまっており、仕事量が多くて大変だから」という理由で支給されている手当がある。この手当は、年末年始特別勤務手当（12月29日から1月3日の勤務に対して支給される手当）と重ねて支給しない、と規則で決められているが、シフトを調整すれば両方の手当を受け取ることが可能であり、事実上、二重支給が行われている。

一度の勤務に対して、複数の特殊勤務手当が重複して支給される例がある。

【例：2度の勤務に対して、のべ6種類・25,130円もの特殊勤務手当が支給されている例がある。なお、この例の場合、これに加えて、超過勤務手当・夜間勤務手当も支給されている。】

手当が適性であるかを判断するために、市職員の手当も含めた給与資料を公表すべきである。これによって民間・国や他の地方自治体と西宮市職員の給与水準を比較して、各手当の必要性や金額の妥当性を判断することが可能になるが、こういった資料は公開されていない。

市当局は、特殊勤務手当の制度内容を見直し、労働組合への申し入れを行うにあたって、申し入れ内容・交渉過程・結果を公開すべきである。

当局の答弁と私の見解

当局は、の資料との協議経過の公開を明言しました。一方、～については指摘した事例の存在は認めましたが「手当の支給は、各々、必要性があって行っているものであり、適正である」旨を繰り返すのみでした。

しかし、実際には「適正」とは言いがたい手当が多数、存在します。の例の場合、冷暖房・照明が完備された室内で、三交代で勤務します。昼間勤務でも夜間勤務でも業務内容は同じです。夜間勤務することに対しては夜間勤務手当が支給されており、上乗せして夜間従事手当（特殊勤務手当）を支給する必要はありません。

特殊勤務手当の制度を適正化するためには～の問題を整理し、それぞれの手当の必要性と金額の妥当性を明らかにしなければなりません。

当局は指摘事項を踏まえ、平成17年度中に特殊勤務手当全般について「廃止も含めた抜本的な見直しを行う」ことを明言しました。私は、これからもこの問題に全力で取り組んでまいります。

諸事雑感（1）

まだまだ、おかしな手当があります

一般質問では特殊勤務手当について質問しましたが、調査の過程で、他にも多くの不可解な手当を発見しました。以下に、いくつか例をあげます。

自転車通勤者に通勤手当が支給される。

被扶養者が22歳（学生の場合25歳）まで扶養手当が支給される。

被扶養者が15歳から25歳の間、扶養手当が1人当たり5千円上積みされる。

手当全体の抜本的な見直しを！

徒歩通勤者に対する通勤手当の支給は、今年度いっぱい廃止されることが決定しました。新聞報道をきっかけとした、多くの批判を受けてのことです。しかし、批判を受けていない手当は自主的に見直されることなく、残ったままになっています。

の場合、通勤費用は発生しません。費用が発生しない通勤に対して、手当を支給する必要はありません。についても、本来、未成年（＝20歳まで）を扶養するための扶養手当を、22歳（学生の場合25歳）まで支給する必要などありません。に至っては、支給する合理的な理由さえありません。このような不合理な手当の支給は認められません。手当全体の抜本的な見直しが必要です。



諸事雑感（2）

浜脇小学校の学童保育施設の建替えについて

現在、浜脇小学校区では児童数が大幅な増加を続けています。これに伴い、学童保育に通う児童の数も増え続けています。定員100名の施設を113名の児童が利用しており、今後も学童に通う児童の数は増加することが予想されます。

こうした状況を踏まえて、平成17年度予算に浜脇小学校の学童保育施設増設のための予算が計上されており、今年度中には学童保育施設が増築される予定です。

しかしながら、学童保育施設の増設は事実上、決定しているということや、それに関連する様々な連絡事項が保護者や関係者に伝わっていません。保護者・関係者にとっての主要な問題点は、以下の通りです。

増築計画の進行状況が分からない。そういった情報を適宜、流してもらうことは可能なのか？

自分たちの意見や要望を聞き入れてもらえるのか？意見や要望を聞くための場は設定してもらえるのか？

行政のあるべき姿とは？

学童保育施設の増設は限られた予算の中で行われる事業です。当然、どれほど強い要望でも対応可能なものと不可能なものはあるでしょう。それだけに、行政には現状を正確に伝える姿勢、保護者・関係者の意見・要望を真摯に聞き、前向きに対応していく姿勢が欠かせません。

市が作成した粗図面を基に業者への入札を行う。業者決定後、保護者・関係者の意見・要望を聞く。そして可能なものには対応する、という説明を市から受けました。しかし保護者・関係者の意見や要望に応えるためには先に意見・要望を収集し、それらを反映した図面を基に、業者入札を実施すべきです。そうすることで、より利用者の満足度が高い施設が完成します。

限られたコストで、より質が高く、住民の満足度が高いサービスを提供する。これが行政のあるべき姿だと思うのです。